

## 登米市地域計画策定推進緊急対策業務 仕様書

### 1 業務名 登米市地域計画策定推進緊急対策業務

### 2 業務目的

本市では、高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に取り組むこととしている。

本業務は、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿等を明確化した計画（以下、「地域計画」という。）の作成を円滑に行えるよう地域の話し合いをコーディネートする専門家の活用により地域の合意形成を促すことを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結の翌日から令和6年3月15日（金）まで

### 4 支払方法

業務完了後の支払いとする。

### 5 業務の内容

#### （1）ワークショップの実施

- ① 市内9つの旧町域においてワークショップを開催し、地域計画の作成に向けた関係者（担い手、地権者、関係機関等）が行う話し合いのコーディネートを行う。
- ② ワークショップの内容は、人・農地プランの実質化で作成した地図等を基に、概ね10年後の地域における農業の将来の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域等について話し合う内容で実施する。
- ③ ワークショップは、1地区（別紙「人・農地プランの実質化における9つの旧町域の概要」の地区名で定める旧町域を1地区とする）当たり2回開催し、1回目を令和5年12月中旬までに実施、2回目を令和6年2月までに実施する。

#### （2）関係機関との調整

（1）のワークショップ開催前に、市、県、その他関係機関との打ち合わせ等により、登米市農業振興ビジョン等の計画を踏まえ、ワークショップにおける話し合いの方向性について調整を行う。

### (3) ワークショップの取りまとめ

ワークショップの結果に基づき「協議の場の取りまとめ」を作成すること。

なお、令和6年度の地域計画（将来ビジョン）作成に向け、ワークショップに参加していなくとも内容が理解できるよう、視覚的に訴えることができ、地域住民への配布や集会場掲示するなど、地域で活用できるような形式とする。

### (4) 地域計画（案）の作成

「協議の場の取りまとめ」に基づき「地域計画（案）」を作成すること。

なお、令和6年度の地域計画（将来ビジョン）作成に向け、ワークショップに参加していなくとも内容が理解できるよう、視覚的に訴えることができ、地域住民への配布や集会場掲示するなど、地域で活用できるような形式とする。

### (5) その他

(1)～(3)のほか、2の業務目的等を達成するために必要な業務について、市と協議の上、実施する。

### (6) 留意点

- ① 別紙「人・農地プランの実質化における9つの旧町域の概要」を参考とし業務にあたること
- ② 市からの問い合わせに随時対応できる体制を整備すること。
- ③ 業務は、市と連携して実施すること。
- ④ ワークショップは、夜間に開催される可能性もあるため、可能な限り夜間も対応できるようにすること。
- ⑤ ワークショップ等は、基本、対面で行うこととするが、新型コロナウイルス感染症の影響がある場合は、リモート開催など、他の方法で実施することも検討する。

## 6 業務の実施体制

以下の実施体制により本業務を遂行すること。

### (1) 統括責任者の配置

本業務を統括する責任者を配置すること。

#### ① 主な役割

- ・全体の進行管理
- ・市の職員及び県の職員への助言等

#### ② 想定する人物像

- ・類似の業務経験のある者で、かつ、プロジェクトリーダー的のポストに従事

した経験のある者、又はそれに準じたノウハウ・資質を有する者でプロジェクトマネジメントに精通している者。

- ・伴走型支援において、支援地区に必要な民間専門家を派遣できる人脈と能力を有している者。

## (2) 専任担当者の配置

専任の担当者を配置すること。なお、1人の専任担当者が複数の支援地区を担当することも可とする。

### ① 主な役割

- ・各ワークショップの進行管理
- ・関係機関との調整

### ② 想定する人物像

- ・経営コンサルタントの経験のある者、又は企業で新規事業開発や企画営業等の経験のある者で、農業経営についてよく理解している者。

## 7 実施計画書及び実施報告書

(1) 本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、委託者と協議を行ったうえで業務を実施するものとする。実施計画書には業務の実施方法、業務工程表、従事者の氏名を記載すること。

(2) 本業務の完了後、速やかに実施報告書を作成するものとする。実施報告書については、本業務の執行過程や経過も明確となるように取りまとめること。

## 8 成果品

納品物は下記のとおりとし、印刷物で正本各1部、副本各5部及びCD-R等の電子媒体で納品すること。なお、作成は根拠となる資料や参考資料の参照元を明確にし別に取りまとめること、また視覚的に訴えることができるものとする。

成果品	内容
様式第1号 協議の場のとりまとめ	農林水産省で公表している「地域計画策定マニュアル」の「協議の場のとりまとめ」を参考とすること。
様式第2号 地域計画(案)	農林水産省で公表している「地域計画策定マニュアル」の「地域計画」を参考とすること。 2回の協議を踏まえた上で案を作成すること。

## 9 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の進捗状況を適宜報告し、市と調整を図ること。また、市から説明を求められたときは、それに応じるとともに、必要な書類等を閲覧させること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、不明な点や委託契約書に定めのない事項が生じたときは、市と協議の上、決定するものとする。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。
- (4) 委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (5) 本業務を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故や盗難が発生した場合は、すべて受託者の責任において解決すること。
- (6) 本業務に関し、仕様書に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を遵守しなければならない。
- (7) 業務が完了した場合、受託者に通知を行い、検査を受けなければならない。  
検査の結果修正が必要な場合は、速やかに受託者の指示に従い行うものとし、それに要する費用は受託者の負担とする。
- (8) 本業務により得られた成果は、全て市に帰属するものとする。

## 10 その他

- (1) 受託者は、本仕様に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事由及び記載されていない事項が生じたときは、市と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、市の承認がある場合に限り、第三者に一部の業務を再委託することができる。

## 協議の場のとりまとめ

市町村名 (市町村コード)	( )
地域名 (地域内農業集落名)	( )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 年 月 日 (第 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

### 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域農業の現状及び課題

--

#### (2) 地域における農業の将来の在り方

--

### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

#### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
(2)農地中間管理機構の活用方針
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--

地域計画(案)

策定年月日	
更新年月日	( )
目標年度	
市町村名 (市町村コード)	( )
地域名 (地域内農業集落名)	( )

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	ha
② 田の面積	ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	〇〇 %	将来の目標とする集積率	〇〇 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
(2)農地中間管理機構の活用方法
(3)基盤整備事業への取組
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状		10年後 (目標年度:令和 年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。  
 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。  
 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。  
 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。  
 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。



5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

## 人・農地プランの実質化における9つの旧町域の概要

地区名	地区面積 (ha)	中心経営体数	中心経営体 への集積率 (%)	地区の概要
迫町	3,508.4	197	31.0	水田の大半は30a区画に基盤整備済みだが、未整備地区の農地集積が課題。高齢化に伴い出し手農家が増加傾向。団塊世代の農業者が引退した後の円滑な経営継承、若手農業者の確保が課題。
登米町	788.2	63	26.8	中山間地区内の農地の管理、基盤整備未実施地区の農地集積。高齢化に伴い出し手農家が増加傾向。団塊世代の農業者が引退した後の円滑な経営継承、若手農業者の確保が課題。
東和町	1,300.6	48	2.1	中山間地区内の農地の管理、基盤整備未実施地区の農地集積。農地面積に対し中心経営体が少ない。高齢化に伴い出し手農家が増加傾向。団塊世代の農業者が引退した後の円滑な経営継承、若手農業者の確保が課題。
中田町	3,642.2	243	37.1	基盤整備未実施地区の農地集積。高齢化に伴い出し手農家が増加傾向。団塊世代の農業者が引退した後の円滑な経営継承、若手農業者の確保が課題。
豊里町	1,395.8	103	45.1	基盤整備未実施地区の農地集積（山通り地域）。高齢化に伴い出し手農家が増加傾向。団塊世代の農業者が引退した後の円滑な経営継承、若手農業者の確保が課題。
米山町	4,543.7	191	24.7	基盤整備未実施地区の農地集積（丘陵地）。高齢化に伴い出し手農家が増加傾向。団塊世代の農業者が引退した後の円滑な経営継承、若手農業者の確保が課題。
石越町	1,378.0	62	22.0	基盤整備未実施地区の農地集積（南郷地区など）。高齢化に伴い出し手農家が増加傾向。集落営農組織の解散による担い手不足。団塊世代の農業者が引退した後の円滑な経営継承、若手農業者の確保が課題。
南方町	2,915.6	171	33.5	基盤整備未実施地区の農地集積（山間部）。高齢化に伴い出し手農家が増加傾向。団塊世代の農業者が引退した後の円滑な経営継承、若手農業者の確保が課題。
津山町	334.3	8	15.4	基盤整備未実施地区の農地集積（中山間地）。高齢化に伴い出し手農家が増加傾向。中山間地域内の農地の管理。農地面積に対して、中心経営体が少ない。団塊世代の農業者が引退した後の円滑な経営継承、若手農業者の確保が課題。